



## 一、最新中国法令

### ● 关于促进健康服务业发展的若干意见

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2013〕40号

【发布日期】2013-09-28

【内容提要】该意见首次对健康服务业进行了明确界定，健康服务业以维护和促进人民群众身心健康为目标，主要包括医疗服务、健康管理与促进、健康保险以及相关服务，涉及药品、医疗器械、保健用品、保健食品、健身产品等支撑产业。根据该意见：

- 建立公开、透明、平等、规范的健康服务业准入制度，凡是法律法规没有明令禁入的领域，都要向社会资本开放，并不断扩大开放领域。
- 大力支持社会资本举办非营利性医疗机构、提供基本医疗卫生服务，进一步放宽中外合资、合作办医条件，逐步扩大具备条件的境外资本设立独资医疗机构试点。
- 支持自主知识产权药品、医疗器械和其他相关健康产品的研发制造和应用。继续通过相关科技、建设专项资金和产业基金，支持创新药物、医疗器械、新型生物医药材料研发和产业化。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2013-10/14/content\\_2506399.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2013-10/14/content_2506399.htm)

### ● 价格行政处罚案件审理审查规则

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】发改价监〔2013〕1950号

【发布日期】2013-09-30

【实施日期】2014-01-01

【内容提要】根据该规则，价格行政处罚案件由价格监督检查机构负责人召集会议进行审理。具体规定如下：

- 对于情节简单、事实清楚的案件，由价格监督检查机构负责法制或者案审的处（科、室）进行审核，并报价格监督检查机构负责人进行审理。
- 案件调查终结后，由承办处（科、

## 一、最新中国法令

### ● 健康サービス業発展促進に関する若干意见

【発布機関】国务院

【発布番号】国発〔2013〕40号

【発布日】2013-09-28

【概要】本意見は、初めて健康サービス業について明確な定義を行った。健康サービス業は大衆の心身の健康を維持、促進することを目標とし、主として医療サービス、健康管理と促進、健康保険および関連業務が含まれ、薬品、医療機器、健康用品、健康食品、健康製品などのサポート産業にかかわる。本意見によると、以下の通りである。

- 公開され、透明度の高い、平等で、規範化された健康サービス業参入制度を構築し、法律法規の明文で禁じられていない分野は、いずれも社会資本に対し開放されなければならない、開放分野は絶えず拡大されなければならない。
- 社会資本による非営利性医療機関の設立、基本医療衛生サービスの提供を大いに支持し、中外合弁、合作による医療事業開設の条件を一層緩和し、条件を備えた国外資本による独資での医療機関設立の試行を徐々に拡大する。
- 自主知的財産権を有する薬品、医療機器およびその他の関連健康製品の研究開発製造および応用を支持する。継続的に関連科学技術、建設個別資金および産業基金を通じて、新薬、医療機器、新型の生物医薬材料の研究開発および産業化を支持する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2013-10/14/content\\_2506399.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2013-10/14/content_2506399.htm)

### ● 價格行政處罰事件審理審查規則

【発布機関】国家发展和改革委员会

【発布番号】发改价監〔2013〕1950号

【発布日】2013-09-30

【実施日】2014-01-01

【概要】本規則に基づき、價格行政處罰事件については、價格監督檢查機關の責任者が会議を招集し審理を行う。具体的な規定は以下の通りである。

- 情状が簡単で、事実が明白な事件については、價格監督檢查機關の法務または事件の審査処理を担当する部署（処、科、室）が審査を行い、かつ價格監督檢查機關の責任者に報告して審理を行う。
- 事件の調査終了後、担当部署（処、

室)将案件调查报告,连同证据及说明案件情况的其他材料移送法制或者案审处(科、室);法制或者案审处(科、室)对案件进行审核后,向价格监督检查机构负责人提交审核报告;价格监督检查机构负责人根据审核报告进行审理,并提出处理意见。

- 确有应受行政处罚的违法行为的,提出给予行政处罚的意见,并提请价格主管部门负责人或者经授权的价格监督检查机构负责人签发《行政处罚事先告知书》。
- 价格主管部门向当事人发出《行政处罚事先告知书》后,当事人在陈述、申辩或者听证中提出的事实、理由或者证据成立的,应当采纳当事人的意见;必要时,可以再次进行审理,重新提出处理意见。

【法令全文】请点击以下网址查看:  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20131017\\_562798.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20131017_562798.htm)

#### ● 税收协定相互协商程序实施办法

【发布单位】国家税务总局  
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 56 号  
【发布日期】2013-09-24  
【实施日期】2013-11-01  
【内容提要】该办法将适用于除特别纳税调整之外的所有相互协商案件。根据该办法,如果中国居民(国民)认为,缔约对方所采取的措施,已经或将会导致不符合税收协定所规定的征税行为,可以按该办法的规定向省级税务机关提出申请,请求税务总局与缔约对方主管当局通过相互协商程序解决有关问题。

【备注】相互协商程序,是指中国主管当局根据税收协定有关条款规定,与缔约对方主管当局之间,通过协商共同处理涉及税收协定解释和适用问题的过程。相互协商程序的主要目的在于,确保税收协定正确和有效适用,切实避免双重征税,消除缔约双方对税收协定的解释或适用产生的分歧。

【法令全文】请点击以下网址查看:  
税收协定相互协商程序实施办法  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c456711/content.html>

科、室)が事件調査報告を、証拠および事件状況を説明するその他の資料と併せて法務または事件審査処理部署(処、科、室)に移送する。法務または事件審査処理部署(処、科、室)が事件に対する審査を行った後、価格监督检查機関責任者に審査報告を提出する。価格监督检查機関の責任者は審査報告に基づき審理した上で、処理意見を提出する。

- 行政処罰に処すべき違法行為が確かに存在する場合、行政処罰に処する意見を提出して、価格主管部門責任者または授權を受けた価格监督检查機関責任者に「行政処罰事前告知書」の発行を求める。
- 価格主管部門が当事者に対し「行政処罰事前告知書」を発行した後、当事者が陳述、弁明または公聴会において提出した事実、理由または証拠が成立する場合、当事者の意見を採用しなければならない。必要であれば、再審理を行い、改めて処理意見を提出することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20131017\\_562798.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2013tz/t20131017_562798.htm)

#### ● 税收协定相互協議手順実施弁法

【発布機関】国家稅務總局  
【発布番号】国家稅務總局公告 2013 年第 56 号  
【発布日】2013-09-24  
【実施日】2013-11-01  
【概要】本弁法は、特別納稅調整を除く全ての相互協議案件に適用される。本弁法によると、中国居住者(国民)は、締結相手方の講じた措置が、稅收協定で定められた課稅行為に合致していない、または合致しないおそれがあると判断した場合、本弁法の規定に基づいて省級稅務機關へ申請し、稅務總局と締結相手方主管當局が相互協議手順を通じて関連問題を解決するよう求めることができる。

【備考】相互協議手順とは、中国主管當局が稅收協定関連条項の規定に従って、締結相手方主管當局との間で、協議を通じて稅收協定の解釈および適用にかかわる問題を共同で処理する過程を指す。相互協議手順の主な目的は、稅收協定の正確で有効な適用を確保し、適切に二重課稅を回避し、締結双方の稅收協定に対する解釈または適用に食い違いが生じないようにすることにある。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
稅收協定相互協議手順實施弁法  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c456711/content.html>

《税收协定相互协商程序实施办法》解读  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c456648/content.html>

「税収協定相互協議手順実施弁法」の解説  
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c456648/content.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、相关新信息

- [中国（上海）自由贸易试验区投资办事常见问题 Q&A](#)

中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）挂牌短短三个星期，已有约千家企业入区注册。鉴于自贸区改革投资管理体制，现将自贸区投资办事常见问题整理如下：

备案管理的相关问题
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ <b>实行备案管理的范围是什么？</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 对外商投资试行准入前国民待遇，对负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则，将外商投资项目由核准制改为备案制（国务院规定对国内投资项目保留核准的除外）；将外商投资企业合同章程审批改为备案管理。</li><li>➢ 对境外投资开办企业实行以备案制为主的管理方式，对境外投资一般项目实行备案制，提高境外投资便利化程度。</li><li>➢ 自贸区管理委员会负责上海市权限内的自贸区外商投资项目的备案管理。</li></ul></li><li>▪ <b>实行备案制与现有审批制有什么不同？</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 在审批制管理模式下，在外资准入阶段，商务主管部门首先对其投资主体资格、投资领域行业、投资方式、投资金额、拟设立公司的合同章程等的真实性、合法性进行审查、认可，是一种事前管理模式。</li><li>➢ 而在自贸区备案制管理模式下，在外资准入阶段，商务主管部门只对其投资主体资格、投资领域行业等基本信息进行备案，投资管理由事先审批转为注重事中、事后监管，外商投资企业设立由工商一口受理，管委会、工商、质监、税务并联办事，大大缩短办事时限，由原来的 29 个工作日缩短到 4 个工作日。</li></ul></li></ul>

## 二、関連する新着情報

- [中国（上海）自由貿易試驗區投資實務でのよくある質問 Q&A](#)

中国（上海）自由貿易試驗區（以下「自由貿易試驗區」という）は設立より僅か三週間で、既に約千社の区内への登録があった。自由貿易試驗区の投資管理体制改革に鑑み、自由貿易試驗区投資實務でよくある質問を以下の通り整理した。

届出管理に関する問題
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ <b>実施される届出管理の範囲はどのようであるか。</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 外商投資に対し参入前内国民待遇を試行し、ネガティブリスト以外の分野については、内外資一致の原則に基づき、外商投資プロジェクトを認可制から届出制に変更する（国内投資プロジェクトは認可のままとする旨國務院が規定している場合は除く）。外商投資企業契約・定款の審査許可を届出管理に変更する。</li><li>➢ 国外投資設立企業については届出制を主とする管理方式を実施し、国外投資一般项目については届出制を実施することで、国外投資の利便化の程度を高める。</li><li>➢ 自由貿易試驗区管理委员会は上海市権限内の自由貿易試驗区外商投資プロジェクトの届出管理に責任を負う。</li></ul></li><li>▪ <b>届出制の実施は、現行の審査許可制とどのような違いがあるか。</b><ul style="list-style-type: none"><li>➢ 審査許可制管理方式では、外資参入段階において、商務主管部門はまずその投資主体資格、投資分野業界、投資方式、投資金額、設立予定の会社の契約・定款などの真实性、適法性について審査、認可を行うという、一種の事前管理の方式である。</li><li>➢ 自由貿易試驗区の届出制管理方式では、外資参入段階において、商務主管部門はその投資主体資格、投資分野業界などの基本情報に対する届出を行うのみであり、投資管理は事前審査許可から中間過程、事後の監督管理の重視へと変更されている。また、外商投資企業の設立は工商部門がワンストップ受理し、管理委員会、工商、品質監</li></ul></li></ul>

	<p>督、税務が併行して手続きを行うため、手続き所要時間が大幅に短縮され、これまでの29業務日から4業務日に短縮される。</p>
<p><b>注册资本的相关问题</b></p>	<p><b>登録資本に関する問題</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自贸区内公司注册资本登记制度有什么不同?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 除法律、行政法规对公司注册资本实缴另有规定的，其他公司试行注册资本认缴登记制。</li> <li>➢ 试行认缴登记制后，工商部门登记公司全体股东、发起人认缴的注册资本或认购的股本总额（即公司注册资本），不登记公司实收资本。</li> </ul> </li> <li>▪ <b>自贸区内公司注册资本登记条件有什么不同?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自贸区内将放宽注册资本登记条件，除法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本最低限额另有规定以外，取消有限责任公司最低注册资本3万元、一人有限责任公司最低注册资本10万元、股份有限公司最低注册资本500万元的规定。</li> <li>➢ 不再限制公司设立时全体股东（发起人）的首次出资额及比例；不再限制公司全体股东（发起人）的货币出资金额占注册资本的比例；不再规定公司股东（发起人）缴足出资的期限。</li> </ul> </li> <li>▪ <b>综合上述两问，是否现在1元钱就可以在自贸区注册公司?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 这种说法有欠妥当。首先，不是所有公司都可以实行注册资本认缴登记制；其次，即使实行注册资本认缴登记，法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本有最低限额规定的，公司注册登记时也会有最低注册资本的要求。</li> <li>➢ 更重要的是，注册资本是反映公司规模和市场竞争力的重要事项之一，部分行业在核发行业许可时对公司注册资本会有特别要求，因此，投资者应当根据公司实际情况慎重确定公司的注册资本。</li> </ul> </li> <li>▪ <b>在自贸区外注册的公司，注册资本部分到位，如果现在想搬到自贸区去可以吗?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 可以的，企业需要按照自贸区内政策登记，缴回原营业执照，核发新版营业执照。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自由貿易試験区内の会社の登録資本登記制度にはどのような違いがあるか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 法律、行政法規で会社の登録資本の払込みについて別途規定がある場合を除き、その会社は登録資本引受登記制を試行する。</li> <li>➢ 引受登記制を試行した後、工商部門は会社の全株主、発起人が引き受けた登録資本または株式資本（即ち、会社の登録資本）を登記し、会社の払込資本は登記しない。</li> </ul> </li> <li>▪ <b>自由貿易試験区内の会社の登録資本に関する登記条件はどのような違いがあるか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自由貿易試験区内では登録資本登記条件が緩和されている。法律、行政法規、國務院の決定で特定業界の登録資本最低限度額について別途規定がある場合を除き、有限責任会社の最低登録資本3万元、一人有限責任会社の最低登録資本10万元、株式会社の最低登録資本500万元の規定を取り消している。</li> <li>➢ 会社設立時の全株主（発起人）の初回出資額および比率、会社全株主（発起人）の現金出資額の登録資本に占める割合を制限しなくなる。会社株主（発起人）の出資金額払い込み期限を規定しなくなる。</li> </ul> </li> <li>▪ <b>上記二つの問題をまとめると、自由貿易試験区では1人民元でも会社登録が可能であるか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ この種の言い方は妥当性に欠ける。第一に、全ての会社が登録資本引受登記制を実施できる訳ではない。第二に、たとえ登録資本引受登記を実施したとしても、法律、行政法規、國務院の決定で特定業界の登録資本に関する最低限度額が定められている場合、会社の登録登記の際にはやはり最低登録資本の要求が存在する。</li> <li>➢ 更に重要なのは、登録資本は会社の規模および市場競争力を反映する重要事項の一つであるため、一部の業界では業界許可の発給に際し会社の登録資本について特段の要求が存在する。このため、投資者は会社の実際状況に基づき会社の登録資本を慎重に確定しなければならない。</li> </ul> </li> <li>▪ <b>区外で登録した会社について、登録資本の一部は払込み済みであるが、現在自由貿易試験区への移転を望む場合、可能であるか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 可能である。企業は自由貿易試験区内の政策に従って登記を行い、元の営業許可証を返納し、新版営業許可証の発給を受けなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>营业执照的相关问题</b></p>	<p><b>營業許可証に関する問題</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自贸区营业执照样式与区外有什么不同?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自贸区营业执照在版式、记载事项、颜色等方面与区外企业相区分。</li> <li>➢ 除《农民专业合作社法人营业执照》、《个体工商户营业执照》以外，将其他</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自由貿易試験区の營業許可証の様式は区外のものとは比べ、どのような違いがあるか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 自由貿易試験区の營業許可証は様式、記載事項、色などにおいて区外企業と異なる。</li> <li>➢ 「農民專業合作社法人營業許可証」、「個人事業主營業許可証」を除き、その他の各</li> </ul> </li> </ul>

<p>各类企业营业执照统一成一种样式。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自贸区成立后，区内的企业都开始用新版营业执照，请问原来的执照还可以使用吗？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 可以使用。对于 10 月 01 日前已取得营业执照的企业，可以向工商部门申请换发新版营业执照。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>年度检验的相关问题</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自贸区注册的企业还需要年度检验吗？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不需要，工商部门在自贸区内取消了企业年度检验，但试行“年度报告公示制”。即，企业应当按年度在规定的期限内，通过市场主体信用信息公示系统向工商部门报送年度报告并向社会公示，任何单位和个人均可查询。</li> </ul> </li> </ul>

(里兆律师事务所 2013 年 10 月 21 日编写)

<p>種企業の営業許可証は一つの様式で統一されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自由貿易試験区の成立後、区内の企業はどれも新版営業許可証の使用を開始するが、これまでの営業許可証は依然として使用できるか。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 使用できる。10 月 1 日前に営業許可証を取得している企業は工商部門に新版営業許可証の交換発行を申請することができる。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>年度検査に関する問題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <b>自由貿易試験区で登録した企業は依然として年度検査が必要か。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 必要ない。工商部門は、自由貿易試験区において企業年度検査を取り消したが、「年度报告公示制」を試行している。即ち、企業は年度毎の所定期限内に、市场主体信用信息公示公開システムを通じて工商部門へ年度报告を送付した上で、社会に対し公表しなければならない、如何なる事業者および個人も照会を行うことができる。</li> </ul> </li> </ul>

(里兆法律事務所が 2013 年 10 月 21 日付で作成)

● **非涉外合同能否选择境外仲裁机构与仲裁规则**

根据中国《合同法》、《仲裁法》等相关法律规定，合同当事人中包含外国企业，或合同具有其他涉外因素<sup>1</sup>时，发生合同争议的，双方通常可以选择向境外仲裁机构申请仲裁。实践中，外商投资企业（性质上属于中国企业）在与另一中国企业订立不具有涉外因素的合同（以下简称“**非涉外合同**”）时，其外国股东、高管等往往出于对中国司法制度、仲裁制度的不了解或不信任，希望在合同中约定将争议提交境外仲裁机构，由该境外仲裁机构根据其仲裁规则或国际通用的仲裁规则（以下统称“**境外仲裁规则**”）进行仲裁。本文就该情形下，合同双方能否选择境外仲裁机构以及境外仲裁规则，作简要分析。

● **非涉外契約における国外の仲裁機関と仲裁規則の選択の可否について**

中国の「**契約法**」、「**仲裁法**」などの関連法律規定によれば、契約当事者に外国企業が含まれ、または契約にその他の涉外要素<sup>1</sup>が存在する状況で、契約紛争が生じた場合、当事者双方は通常、国外仲裁機関への仲裁申し立てを選択することができる。実務において、外商投资企业（性質上は中国企業に該当する）がその他の中国企業と涉外要素の存在しない契約（以下、「**非涉外契約**」という）を締結した場合、その外国株主、高級管理職などは、中国の司法制度、仲裁制度に対する理解不足または不信感から、紛争を国外仲裁機関に申し立て、当該国外仲裁機関が自らの仲裁規則または国際的に通用している仲裁規則（以下、「**国外仲裁規**

<sup>1</sup>根据最高人民法院《关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的意见》第 304 条，涉外因素通常是指以下情形中的任意一种：

- 当事人一方或双方是外国人、无国籍人、外国企业或组织；
- 当事人之间民事法律关系的设立、变更、终止的法律事实发生在国外；
- 标的物在国外。

<sup>1</sup>最高人民法院の『中華人民共和國民事訴訟法の適用に伴う若干問題に関する意見』第 304 条によれば、涉外要素とは通常、以下の状況のいずれかを指す。

- 当事者の一方または双方が外国人、無国籍人、外国企業または組織である。
- 当事者間の民事法律関係の成立、変更、終了の法的事実が外国で発生した。
- 対象物が外国にある。

則」と総称する)に基づき仲裁を行うとの取決めを契約に盛り込むように望む場合が多い。本文ではこのような状況において、契約当事者双方が国外仲裁機関および国外仲裁規則を選択することの可否について、簡潔な分析を行う。

## 一、非涉外合同能否选择境外仲裁机构

目前中国法律对该问题并未做出明确规定<sup>2</sup>，特别是，《仲裁法》并未将“非涉外合同选择境外仲裁机构”作为仲裁协议无效的情形之一<sup>3</sup>，因此，理论上来说，根据民商法领域“法无禁止即自由”的原则，既然法律并不禁止，那么只要仲裁协议在形式和内容上符合《仲裁法》的要求，则即便该合同不具有涉外因素，该仲裁协议也应当视为合法有效的仲裁协议，合同双方有权依其向境外仲裁机构申请仲裁。

然而，实践中，中国法院通常基于以下理由，倾向于认定该类仲裁协议无效<sup>4</sup>：

- 《仲裁法》虽没有将“非涉外合同选择境外仲裁机构”作为仲裁协议无效的情形之一，但对于涉外民商事法律关系和非涉外民商事法律关系的仲裁程序实际上是区别对待的。对于非涉外民商事法律关系，适用《仲裁法》前六章的规定；对于涉外民商事法律关系，则适用《仲裁法》第七章的规定。因此，对于非涉外的民商事法律关系，应根据《仲裁法》第二章第十条选择仲裁机构。根据该条规定：“仲裁委员会可以在直辖市和省、自治区人民政府所在地的市设立，也可以根据需要在其他设区的市设立，不按行政区划层层设立。仲裁委员会由前款规定的市的人民政府组织有关部门和商会统一组建。设立仲裁委员会，应当经省、自治区、直辖市的司

## 一、非涉外契約における国外仲裁機関選択の可否について

現在、中国法は本問題について明確な規定を設けていない<sup>2</sup>、特に「仲裁法」では「非涉外契約において国外仲裁機関を選択すること」を仲裁協議書が無効となる状況の一つとしていない<sup>3</sup>。このため、理論上では、民商法分野における「法律で禁じられていない限りは自由意志で決められる」という原則に従い、法律で禁止されていない以上、仲裁協議書が形式および内容において「仲裁法」の要求を満たしさえすれば、たとえ当該契約に涉外要素が存在しないとしても、当該仲裁協議書は合法、有効であると見なされるべきであり、契約当事者双方はそれに基づき国外仲裁機関へ仲裁を申し立てることができる。

しかしながら、実務において中国の裁判所は通常、以下の理由に基づき、この種の仲裁協議書を無効と認定する傾向がある<sup>4</sup>。

- 「仲裁法」では「非涉外契約において国外仲裁機関を選択すること」を仲裁協議書が無効となる状況の一つとしていないが、涉外民商事法律関係と非涉外民商事法律関係の仲裁手順は、実際には分けて取り扱われている。非涉外民商事法律関係に対しては、「仲裁法」前六章の規定が適用され、涉外民商事法律関係に対しては、「仲裁法」第七章の規定が適用される。よって、非涉外の民商事法律関係に対しては、「仲裁法」第二章第十条に基づいて仲裁機関を選択しなければならない。当該条項によれば、「仲裁委員会は直辖市および省、自治区人民政府が所在する市において設立することができ、また、必要に応じてその他の区を設置した市において設立することもでき、行政区の区分レベル毎に設立するも

<sup>2</sup>最高人民法院发布的《最高人民法院关于人民法院处理涉外仲裁及外国仲裁案件的若干规定（征求意见稿）》中，曾将“国内当事人将无涉外因素的争议约定外国仲裁”作为无效仲裁协议的一种情形，但该规定最终未进入其正式颁布的司法解释。

<sup>2</sup> 最高人民法院が発表した「人民法法院の涉外仲裁および外国仲裁案件の処理に関する最高人民法院の若干規定（意見募集案）」において、「国内当事者が涉外要素の存在しない紛争を国外仲裁と取り決める」ことを仲裁協議書無効状況の一つとしていたが、当該規定は最終的に正式公布された司法解釈となっていない。

<sup>3</sup> 《仲裁法》第 17 条 有下列情形之一的，仲裁协议无效：

- （一）约定的仲裁事项超出法律规定的仲裁范围的；
- （二）无民事行为能力人或者限制民事行为能力人订立的仲裁协议；
- （三）一方采取胁迫手段，迫使对方订立仲裁协议的。

<sup>3</sup> 「仲裁法」第 17 条 以下の状況のいずれかに該当する場合、仲裁協議書は無効である。

- （一）取り決めた仲裁事項が法律で定める仲裁範囲を超えている場合。
- （二）民事行為能力のない者または民事行為能力を制限された者が締結した仲裁協議書。
- （三）当事者の一方が強迫により、相手方に仲裁協議書を締結させた場合。

<sup>4</sup> 例如，在江苏某公司申请确认仲裁裁决效力案中，江苏省南通市中级人民法院就以该案“系国内商事纠纷，双方约定涉案争议由外国仲裁机构仲裁的条款违反法律规定，应确认为无效”为由，确认仲裁协议无效。后江苏省高级人民法院经向最高人民法院请示，最终维持原判。

<sup>4</sup> 例えば、江蘇某社の仲裁判断効力確認申し立て事件において、江蘇省南通市中級人民法法院は当該事件が「国内商事紛争であり、双方で取り決めた関連紛争を外国仲裁機関の仲裁に付託するという条項は法律規定に違反しているため、無効と確認されるべきである」ことを理由に、仲裁協議書無効と確認した。後に江蘇省高級人民法法院は最高人民法院へ指示を仰ぎ、最終的に原審を維持した。

法行政部门登记。”由此可见，中国法律对非涉外民商事法律关系的仲裁机构的选择权仅限于在中国仲裁机构范围内。

- 《民事诉讼法》第 271 条以及《合同法》第 128 条均强调，只有涉外法律关系的当事人可以根据仲裁协议向中国仲裁机构或者境外仲裁机构申请仲裁，但并未针对“非涉外法律关系”做出类似规定。由此可以合理推断，相关立法的本意是，非涉外法律关系的当事人是不可以向“其他仲裁机构”申请仲裁的。

事实上，最高人民法院也曾于 2004 年出台了《涉外商事海事审判实务问题解答（一）》，其中第 83 条规定：“……涉外经济贸易、运输、海事中发生的纠纷，当事人可以通过订立合同中的仲裁协议或者事后达成的书面仲裁协议，提交我国仲裁机构或者其他仲裁机构仲裁。但法律并未允许国内当事人将其不具有涉外因素的争议提请外国仲裁。因此，如果国内当事人将其不具有涉外因素的合同或者财产权益纠纷约定提请外国仲裁机构仲裁或者在外国进行临时仲裁的，人民法院应认定有关仲裁协议无效”。该解答虽然不是具有正式效力的法律规定，但对指导基层法院审理相关案件具有重要的指导价值。

基于上述司法实践情况，即便境外仲裁机构受理了非涉外合同双方提交的争议，并且做出了裁决，如果事后一方当事人对该裁决不满，向中国法院申请撤销该裁决或不予执行该裁决，中国法院以该合同不具有有效的仲裁协议为由支持该申请的可能性也比较大。这将导致该裁决无法得到执行，双方需要重新通过国内仲裁机构的仲裁或诉讼程序，解决双方争议，进而可能在资金、时间等多方面对当事人造成较大损失。据此，律师认为，非涉外合同通常不宜选择境外仲裁机构<sup>5</sup>。

のではない。仲裁委員会は、前項で定める市の人民政府が関係部門と商会を組織して統一的に立ち上げる。仲裁委員会の設立は、省、自治区、直轄市の司法行政部門にて登記されなければならない。」と規定されている。これより、中国法は非涉外民商事法律関係における仲裁機関の選択権について中国仲裁機関の範囲のみに限定していることが分かる。

- 「《民事诉讼法》第 271 条および「契約法」第 128 条はいずれも、涉外法律関係にある当事者だけが仲裁協議書に基づいて中国仲裁機関または国外仲裁機関に対し仲裁を申し立てることができる」と強調しているが、「非涉外法律関係」については類似規定を設けていない。このため、関連立法の精神は非涉外法律関係にある当事者は「その他の仲裁機関」に対し仲裁を申し立てることはできないことにある、と合理的に推断することができる。

事実、最高人民法院も以前 2004 年に「涉外商事海事裁判実務問題の解答（一）」を公布しており、その中の第 83 条では、「……涉外経済貿易、運輸、海事において生じた紛争については、当事者は締結した契約における仲裁合意または事後に合意した書面による仲裁協議書を通じて、中国仲裁機関またはその他の仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。ただし、法律では国内当事者が涉外要素の存在しない紛争を外国の仲裁に付託することを認めていない。このため、国内当事者がその涉外要素の存在しない契約または財産権益紛争を外国仲裁機関による仲裁に付託するまたは外国で臨時仲裁を行うと取り決めた場合、人民法院は関連仲裁協議書を無効と認定しなければならぬ。」と規定している。当該解答は正式な効力を具備した法律規定ではないが、末端裁判所の関連事件審理への指導に対し重要な指導的価値がある。

上述の司法実践の状況に基づき、たとえ国外仲裁機関が非涉外契約当事者双方の付託した紛争を受理し、仲裁判断を下したとしても、事後に当事者の一方が当該仲裁判断を不服として、中国の裁判所に対し当該仲裁判断の取り消しまたは当該仲裁判断の不執行を申し立てた場合、中国の裁判所が当該契約は有効な仲裁協議書を具備していないとして、当該申し立てを支持する可能性も大きい。これは当該仲裁判断を執行不能にし、双方は改めて国内仲裁機関による仲裁または訴訟という手順を通じて、双方の紛争を解決しなければならず、更には、コスト、時間など多くの面で当事者に大きな損失を生じさせるものと思われる。以上から、非涉外契約については通常、国外仲裁機関を選択することは好ましくないと、筆者は考える<sup>5</sup>。

<sup>5</sup>当然，如果当事人在境外有可供执行的财产，并且可以直接通过境外的法院等机构执行（仲裁机构所在地与财产所在地一致，或两者都是相关国际公约的缔约国等），那么，即便中国法院持不同见解，一般也不影响该裁决在境外的执行。

<sup>5</sup>もちろん、当事者が国外において執行に供する財産を有しており、且つ直接国外の裁判所などの機関を通じて執行可能である場合（仲裁機関の所在地と財産の所在地が一致し、または両者がいずれも関連国際条約の締結国であるなど）、たとえ中国の裁判所に異なる見解があるとしても、通常は当該仲裁判断の国外における執行に影響しない。



## 二、非涉外合同能否选择境外仲裁规则

如上所述，既然中国法院不支持非涉外合同选择中国境外的仲裁机构进行仲裁，那么，是否允许中国境内的仲裁机构适用境外仲裁规则进行仲裁呢？对此，中国相关法律并不禁止。实践中，中国仲裁机构包括中国国际经济贸易仲裁委员会（“CIETAC”）<sup>6</sup>、上海国际经济贸易仲裁委员会（“SHIAC”；前身为 CIETAC 上海分会）<sup>7</sup>等一般也都是允许的。因此，**律师认为，非涉外合同选择根据境外仲裁规则进行仲裁，具有其可行性。**

实践中，如选择由中国仲裁机构根据境外仲裁规则进行仲裁，需要注意的是：

- **由于境外仲裁规则通常为其对应的境外仲裁机构量身定制，中国仲裁机构可能无法完全适用。**例如，《国际商会仲裁规则》（2012 年）要求，国际商会仲裁院的仲裁庭在将作出的裁决向当事人发出前，必须将裁决书草案提交国际商会仲裁院审查、核准，这在中国仲裁机构的仲裁实践中，显然无法执行。针对这一情况，中国仲裁机构通常部分甚至整体排除境外仲裁规则的适用，而要求采用本机构仲裁规则或当事人另行约定仲裁规则<sup>8</sup>。
- **境外仲裁规则的部分规定可能与中国法律有冲突，依其作出的裁定在中国无法得到实施。**例如，根据《联合国国际贸易法委员会仲裁规则》（2010 年修订）（“UNCITRAL 规则”），仲裁庭有权对争议标的物采取保全措施。但根据中国法律，仲裁庭只能将当事人关于财产保全的申请提交给人民法院，由法院实施保全措施。因此，如果中国仲裁机构依据 UNCITRAL 规则作出财产保全的决定，该决定实际上无法实施。

## 二、非涉外契約における国外仲裁規則選択の可否について

上記の通り、中国の裁判所が非涉外契約において中国国外の仲裁機関による仲裁を選択することを支持しないのであれば、中国国内の仲裁機関が国外の仲裁規則を適用して仲裁を行うことを認めるか否か。これについて、中国の関連法は禁じていない。実務において、中国国際経済貿易仲裁委員会（「CIETAC」）<sup>6</sup>、上海国際経済貿易仲裁委員会（「SHIAC」）<sup>7</sup>などを含む中国の仲裁機関は、通常、いずれも認めている。よって、**非涉外契約において国外仲裁規則に基づく仲裁を選択することは、実行可能であると、筆者は考える。**

実務において、中国仲裁機関による国外仲裁規則に基づく仲裁を選択した場合、以下の点に留意する必要がある。

- **国外仲裁規則は通常、その対応する国外仲裁機関に合わせて制定されているため、中国仲裁機関が完全に適用することはできない可能性がある。**例えば、「国際商会仲裁規則」（2012 年）では、国際商会仲裁院の仲裁廷が仲裁判断を当事者に対し発布する前に、必ず仲裁判断書（案）を国際商会仲裁院へ提出し審査、許可を受けることを要求しており、これは中国仲裁機関の仲裁実務において、明らかに実行不能である。このような状況において、中国仲裁機関は通常、国外仲裁規則の一部、更には全ての適用を排除し、本機関の仲裁規則または当事者が別途取り決めた仲裁規則を採用するように求める<sup>8</sup>。
- **国外仲裁規則の一部の規定は中国法に抵触し、それに基づいて下された仲裁判断は中国において実行不能になる可能性がある。**例えば、「国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則」（2010 年改正）（「UNCITRAL 規則」）によれば、仲裁廷は係争物に対し保全措置を講じることができる。ところが、中国法によれば、仲裁廷は当事者の財産保全に関する申請を人民法院に提出することができるのみであり、裁判所が保全措置を講じる。よって、中国仲裁機関が UNCITRAL 規則に基づき財産保全の決定を下した場合、当該決定は実際には実行不能となる。

<sup>6</sup>CIETAC 規則第四条第（三）項：“当事人约定将争议提交仲裁委员会仲裁但对本规则有关内容进行变更或约定适用其他仲裁规则的，从其约定。”

<sup>6</sup>CIETAC 規則第四条第（三）項：“当事者が、紛争を仲裁委員会の仲裁に付託するが本規則の関連内容に変更を加えると取り決め、または**その他の仲裁規則を適用すると取り決めている**場合、その取決めに従う。”

<sup>7</sup>SHIAC 規則第四条第（二）項：“当事人约定将争议提交本会仲裁但**适用其他仲裁规则**，或约定对本规则有关内容进行变更的，从其约定。”

<sup>7</sup>SHIAC 規則第四条第（二）項：“当事者が、紛争を本委員会の仲裁に付託するが**その他の仲裁規則を適用する**と取り決め、または本規則の関連内容に変更を加えると取り決めている場合、その取決めに従う。”

<sup>8</sup>例如，CIETAC 規則第四条第（三）項：“当事人约定将争议提交仲裁委员会仲裁但对本规则有关内容进行变更或约定适用其他仲裁规则的，从其约定，**但其约定无法实施**或与仲裁程序适用法强制性规定相抵触者除外。”

<sup>8</sup>例えば、CIETAC 規則第四条第（三）項：“当事者が、紛争を仲裁委員会の仲裁に付託するが本規則の関連内容に変更を加えると取り決め、または**その他の仲裁規則を適用すると取り決めている**場合、その取決めに従う。**ただし、その取決めが実行不能であり、または仲裁手順適用法の強行規定に抵触する場合は除く。**”

- 与中国仲裁机构的仲裁规则相比,选择境外仲裁规则可能反而对当事人不利。例如, UNCITRAL 规则没有对仲裁庭作出裁决的时限做出规定,而 CIETAC 制定的仲裁规则规定仲裁庭应在组庭后 6 个月内作出裁决(国内仲裁更短,为 4 个月),因此,相对于 CIETAC 的仲裁规则,选择 UNCITRAL 规则反而可能导致仲裁程序拖延,为当事人及时解决争议带来不便。

事实上,据律师了解,随着中国经济和社会发展的不断国际化,中国较大的仲裁机构也在逐步国际化,其在制定其仲裁规则时,也会注意参考国际权威仲裁机构的仲裁规则,吸收其中先进的部分,并且会基于其在中国的仲裁经验,体现本土特色,因此,其仲裁规则发展至今,已经比较完善、合理,基本可以满足境内企业(包括外商投资企业)在中国境内仲裁的要求。在此情况下,选择由中国境内的仲裁机构适用境外仲裁规则进行仲裁,实际意义并不大。

综上所述,在中国目前的司法环境下,对于非涉外合同项下的仲裁协议约定事宜,虽然双方当事人存在一定程度的自主权,但综合考虑,双方当事人选择由境内仲裁机构适用其仲裁规则进行仲裁,无疑是最为稳妥、有效的做法。

(里兆律师事务所 2013 年 10 月 18 日编写)

- 中国仲裁機関の仲裁規則と比べ、国外仲裁規則を選択することはむしろ当事者にとって不利になる可能性がある。例えば、UNCITRAL 規則は仲裁廷の下す仲裁判断の期限について規定を設けていないが、CIETAC の定める仲裁規則では仲裁廷は仲裁廷が構成されてから 6 ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならないと規定されている(国内仲裁は更に短く、4 ヶ月である)。よって、CIETAC の仲裁規則と比べ、UNCITRAL 規則を選択することは、むしろ仲裁手順の遅延を生じやすく、当事者の速やかな紛争解決の妨げとなるおそれがある。

実際には、筆者の知るところ、中国経済および社会の発展における絶え間ない国際化に伴い、中国の比較的規模の大きな仲裁機関も徐々に国際化を進めており、その仲裁規則制定の際には、国際的に権威として認められる仲裁機関の仲裁規則を参考とすることに留意し、その先進的な部分を取り入れ、且つ自己の中国での仲裁経験に照らすことで、現地の特徴を体现している。よって、その仲裁規則は現在に至るまでにほぼ整備され、合理的なものとなっているため、国内企業(外商投資企業を含む)が中国国内で仲裁を行う際に求められる内容を基本的に満たすことができる。このような状況下で、中国国内の仲裁機関による国外仲裁規則を適用した仲裁を選択することの実質的意義はあまりない。

以上をまとめると、中国の現在の司法環境では、非涉外契約における仲裁協議書について、当事者双方にある程度の自主権があるとしても、総合的に考慮すれば、当事者双方が国内仲裁機関によるその仲裁規則に基づいた仲裁を選択することが、最も確実で、有効な方法であることは疑いない。

(里兆法律事務所が 2013 年 10 月 18 日付で作成)